

岐阜県高山土木事務所発注の平成21年度一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務に係わるプロポーザル等については、関係法令に定めるものの他、この説明書によるものとする。

1 業務の目的

宮川では、平成16年の台風23号災害を契機とした「神通川水系宮川河川災害復旧助成事業」の実施により現在概ね1/20程度の治水安全度を確保した状態となっている。今後は「宮川圏域河川整備計画」(以下「整備計画」という)に基づき、概ね1/30程度の治水安全度を確保するべく河川改修事業を進めていく必要がある。

しかし、近年事業費縮減傾向にあり、「整備計画」の早期完了は困難である。また、国土交通省による「中小河川に関する河道計画の技術基準」(以下「技術基準」という)に示されるように、自然環境に配慮した河道整備の要請が高まっており、河道計画や実施方針等の見直しが必要不可欠であると思われる。

そこで本業務では、次の2点についてとりまとめることを目的とする。

河川改修事業計画区間において、「整備計画」の治水安全度を変えずに、自然との共生が可能な河道計画を策定すること。

今後10年程度の施工によって治水効果を有効に発現するため、狭小部・霞堤など洪水頻発区間の対策等、具体的な手法を検討し、計画区間全体における整備順序、事業実施方針等を盛り込んだ暫定河道計画を策定すること

2 業務名

一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務

3 業務内容

別添一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務特記仕様書に掲げる内容とする。

4 業務規模

本業務の業務規模は、7百万円程度を想定している。

5 成果品

報告書(A4版黒表紙製本) 2部

報告書(電子) 2部(正・副)

その他監督員の指示による(地元説明会資料等を想定)

6 プロポーザルに係る日程

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告・説明書の交付 | 平成21年6月23日(火)から |
| (2) 質問書の提出期限 | 平成21年7月3日(水) |
| (3) 質問書の回答期限 | 平成21年7月8日(水) |
| (4) 参加表明書・技術提案書等提出期限 | 平成21年7月23日(木)16時30分 |
| (5) 審査結果通知(特定・非特定) | 平成21年8月4日(火) |

7 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書、技術提案書及び参考見積を提出する。

(1) 提出期間

平成21年6月23日から平成21年7月23日

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分)

(2) 提出先

〒506 - 8688

岐阜県高山市上岡本町7-468

高山土木事務所 契約担当

TEL 0577 - 33 - 1111(代) 内線364

FAX 0577 - 33 - 1086

e-mail ito-tsuyoshi@pref.gifu.lg.jp

(3) 提出書類

参加表明書 別添様式 1

技術提案書 別添様式 2～6

参考見積 様式は指定しない。

(4) 提出方法

(3)に掲げる提出書類各1部を持参または郵送にて提出する。郵送は配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着とする。また、持参、郵送を問わず、提出書類は電子媒体(CD-ROM)にPDF形式で作成したファイルを記録したものを添付することとする。

(5) 参加表明書及び技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績(同種・類似業務)を記載する。 ・業務実績等を記入するにあたり、記載した実績等の確認ができる資料(契約書の写し等)を添付すること。
業務実施体制 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者等を記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
予定技術者の経歴等 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格、経歴及び手持ち業務量等を記載する。 ・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。
予定技術者の過去 15年間の同種又は 類似業務の実績 (様式 - 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。 ・記載する業務は、平成6年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき代表となる業務1件とする。
業務実施方針 (様式 - 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の特徴等をふまえたスケジュール、作業工程など業務実施方針を簡潔に記載する。
特定テーマに対する 技術提案 (様式 - 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する技術提案を具体的に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川改修計画の実施方針検討について 2. 河川改修事業の暫定計画の立案について ・枚数は3～5枚とする。
参考見積 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書を踏まえて必要な経費を算出し参考見積として提出する。 ・記載様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにする。 ・参考見積は、技術提案書を特定するための評価項目として用いる。なお、委託先として特定された場合は、積算の参考とするために再度見積を依頼する場合がある。

文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

8 技術提案書の選定及び特定

(1) 評価基準

技術提案書の特定をする際の評価の判断基準は以下のとおりである。

評価項目		評価内容	配点	
基本事項 50点 (20%)	参加者 評価 20点	業務実績	同種業務の実績がある 類似業務の実績がある	5
		業務拠点	高山・古川土木事務所管内に業務拠点等を有する 岐阜県内に業務拠点等がある 上記に該当しない	5
		地域業務 実績	高山・古川土木事務所管内において河川改修計画の立案・再検討に関する業務経験がある 岐阜県内において河川改修計画の立案・再検討に関する業務経験がある 上記に該当しない	5
		企業信頼度	県と災害協定を結んでいる 上記に該当しない	5
	技術者 評価 30点	技術者資格	管理技術者または、照査技術者が技術士（業務に該当する選択科目又は業務に該当する部門） を有する 管理技術者または、照査技術者がRCCM（業務に該当する専門技術部門）を有する 上記に該当しない	5
		その他	管理技術者及び照査技術者が岐阜県自然工法管理士の資格を有する 管理技術者もしくは照査技術者が岐阜県自然工法管理士の資格を有する 上記に該当しない	5
		業務実績	管理技術者に同種業務の実績がある 管理技術者に類似業務の実績がある	5
		地域精通度	高山・古川土木事務所管内において河川改修計画の立案・再検討に関する業務経験がある 岐阜県内において河川改修計画の立案・再検討に関する業務経験がある 上記に該当しない	5
		手持ち 業務量	現在の手持ち業務量が3件以下である 現在の手持ち業務量が5件以下である 上記に該当しない	5
		技術者 信頼度	河川分野での従事期間が7年以上である 河川分野での従事期間が4年以上6年以下である 上記に該当しない	5
技術 提案 100点 (40%)	業務実施 方針 20点	実施方針 10点	実施方針について、業務の目的を理解し、企画・独創性や地域性・特殊性等の着眼点が優れている場合に優位に評価する。	10
		実施体制 10点	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
	特定テーマ 対応 40点	企画性 ・ 独創性 ・ 地域性 ・ 特殊性	特定テーマ「1. 河川改修事業計画の実施方針検討」について、業務目的を理解し、技術的裏付け等がなされる確かつ実現性が高い提案や、他にない独創性で実現性が高い提案となっている場合、業務の地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	40
	特定テーマ 対応 40点	企画性 ・ 独創性 ・ 地域性 ・ 特殊性	特定テーマ「2. 河川改修事業の暫定計画の立案」について、業務目的を理解し、技術的裏付け等がなされる確かつ実現性が高い提案や、他にない独創性で実現性が高い提案となっている場合、業務の地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	40

なお、上記は特定の際の評価基準である。

- 1 平成6年度以降(過去15年以内)の実績とする。
- 2 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。
- 3 特定テーマは別添様式-6に掲げるものとする。

(2) 特定・契約手続き

審査結果に基づき、平成21年8月4日(火)までに契約予定者を特定し、通知する。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。

9 その他の留意事項

- (1) 技術提案書は、当業務における取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては無効とする場合がある。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して岐阜県建設工事請負契約にかかる入札参加資格停止等措置要領(平成13年4月1日 工検第12号)に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書は、その特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 一般共通事項については「測量作業共通仕様書(岐阜県)」および「設計業務委託共通仕様書(岐阜県)」のとおりとする。
- (6) 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。
資料名: (a)H1 旧小規模河川宮川改修事業 全体計画書
(b)H16 神通川水系宮川河川災害復旧助成事業 事業調書
閲覧場所: 高山土木事務所河川砂防課
閲覧期間: 技術提案書の提出期限の前日まで
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分)
- (7) 業務委託説明書の質問受け付け及び回答
質問は文書(別添様式-7)により行なうものとし、持参、FAX または電子メールで受け付ける。

回答は受理日の翌日から3日間(休日含まず)以内に質問者に対して電子メールにより行なうほか、下記の通り閲覧に供する。

質問期間

平成21年6月23日(火)～平成21年7月3日(金)

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分)

質問先

7(2)に同じ。

閲覧場所

高山土木事務所 web サイト

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s26010/hida/nyuusatuannnai.htm>)

閲覧期間

平成21年6月23日(火)～平成21年7月9日(木)

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分)